

基準 11 管理運営

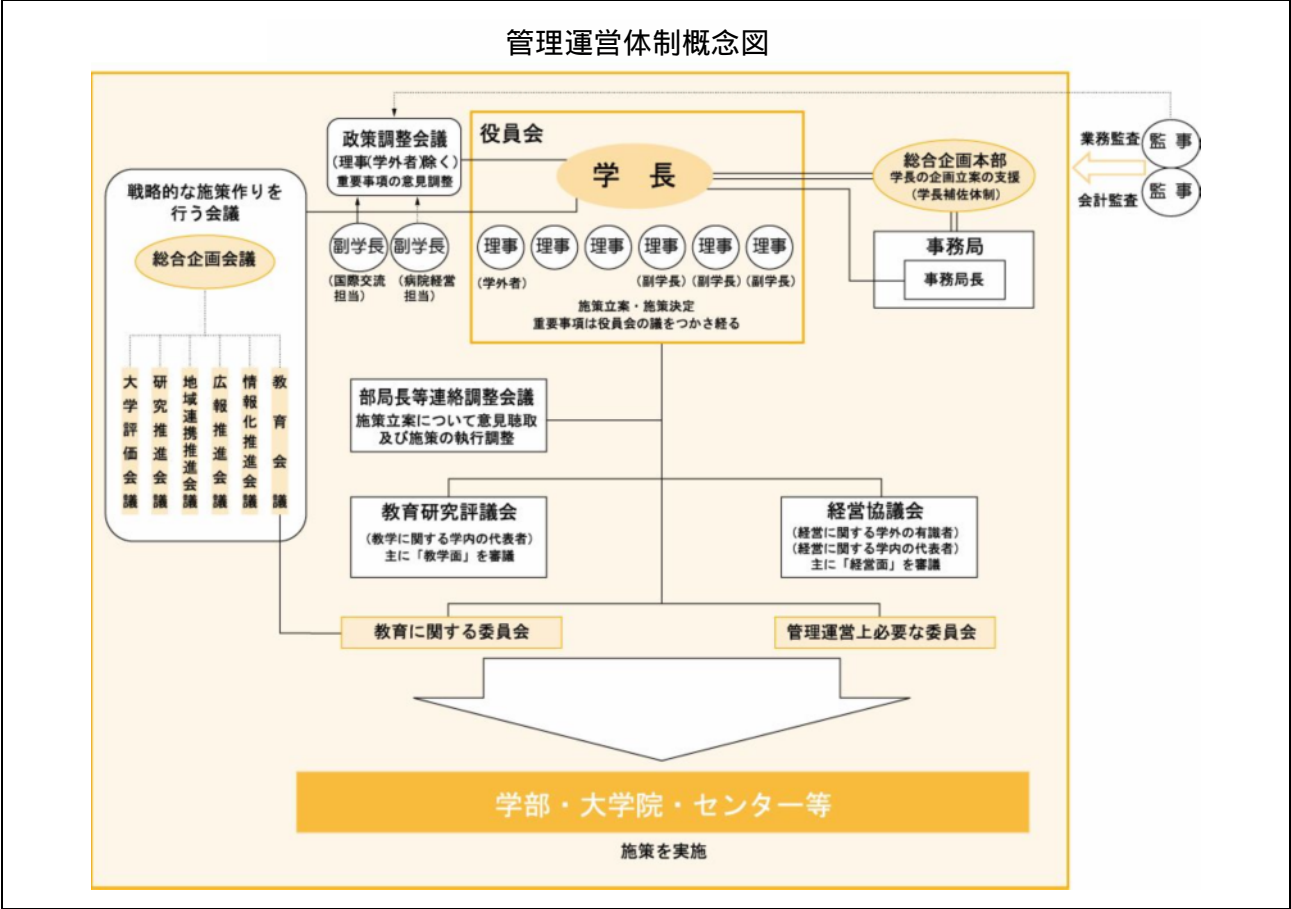
(1) 観点ごとの分析

観点 11 - 1 - : 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学では、法令に基づき学長と 6 名の理事で構成する役員会を組織し（資料 11 - 1 - - A）、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項の審議決定を行っている。法人の経営に関する重要事項の審議機関として経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会を、それぞれ設置している。また、本学の重要案件について、学長が常勤理事及び監事と意見調整を行う組織として政策調整会議を、役員会と教育研究組織との意見調整を組織として部局長等連絡調整会議を、それぞれ設置している。さらに、学長のリーダーシップの下、学長の企画立案の支援を行う総合企画本部を、戦略的な施策作りを行うため総合企画会議等を設置している（別添資料 4：第 25 条～29 条）。学長及び理事の業務を補完するために、病院経営担当及び国際交流担当の副学長と 7 人の学長特別補佐（広報・IR、入試・就職、教育改革、社会連携、基金・同窓会、情報化、男女共同参画）を任命している。各部局等では教授会や研究科委員会等を設置し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成している（資料 11 - 1 - - B、前掲資料 3 - 4 - - A）。さらに、学長の直属に監査室及びグローバル COE 推進室を設置し、学長主導の下、業務・会計監査の徹底及びグローバル COE の研究推進を図る体制としている。事務局長の直属に事務改革室を設置し、業務の改善・見直し等を進めている。事務組織の会議として事務協議会を設置し、円滑な大学運営を推進するため定期的に行っている（資料 11 - 1 - - C, D）。そのほか、学生、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び本学の資産の保持を図るとともに、本学の社会的な責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的とし、危機管理規則（資料 11 - 1 - - E, F）、競争的資金等の適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とし、競争的資金等の管理に関する規則（資料 11 - 1 - - G）、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、生命倫理に関する規則（資料 11 - 1 - - H）をそれぞれ定め、法令を遵守し運用している。

資料 11 - 1 - - A 熊本大学における管理運営体制概念図（平成 21 年 4 月 1 日現在）



出典：熊本大学概要 2009 から抜粋

資料 11 - 1 - - B 事務職員の配置状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

部等名	常勤職員（人）	非常勤職員（人）	計
監査室	5	1	6
グローバルCOE推進室	4	3	7
事務改革室	5	0	5
総務部	54	21	75
企画部	15	1	16
財務部	42	24	66
施設部	4	3	7
学務部	39	19	58
研究・国際部	29	14	43
学術情報部	26	34	60
附属病院事務部	79	20	99
人文社会科学系事務部	16	3	19
教育学部事務部	18	9	27
自然科学系事務部	26	16	42
生命科学系事務部	34	28	62
計	396	196	592

出典：人事課資料を基に作成

資料 11 - 1 - - C 事務協議会について

(設置) 第1条 国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に、円滑な大学運営を推進するため、国立大学法人熊本大学事務協議会(以下「事務協議会」という。)を置く。 (組織) 第2条 事務協議会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 各部長(医学部附属病院事務部長を含む。以下同じ。) (3) 事務改革総主幹 (4) 各課長 (5) 各事務長及び各副事務長 (協議事項) 第3条 事務協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 業務の改善に関すること。 (2) 事務職員の資質向上に関すること。 (3) 事務の合理化・効率化に関すること。 (4) 事務情報化の基本方針及び推進計画に関すること。 (5) その他本学の運営に関する共通事項。
--

出典：国立大学法人熊本大学事務協議会規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11 - 1 - - D 事務協議会の主な審議事項（平成 19 年度・平成 20 年度）

・各部課等におけるミッションの策定について ・超過勤務の縮減について ・事務組織の再編について ・熊本大学基金「熊本大学支援者会」の発起人について ・平成 19 年度事務職員の昇任選考等実施要領について ・事務系職員の昇給区分等の取扱いについて ・監査室の設置について ・事務職員の人事に関する基本方針（案）等について ・平成 19 年度行動計画に係る組織評価の実施及び平成 20 年度の各部課等におけるミッション等の策定について ・平成 20 年度超過勤務縮減計画の策定について ・事務系職員配置計画（案）について ・事務支援センターの業務拡充（案）について ・平成 20 年度における事務職員研修実施計画について ・平成 20 年度超過勤務縮減目標の設定について ・平成 20 年度事務職員の昇任選考等実施要領について ・平成 21 年度事務職員採用計画について - ほか
--

出典：事務協議会次第から抜粋

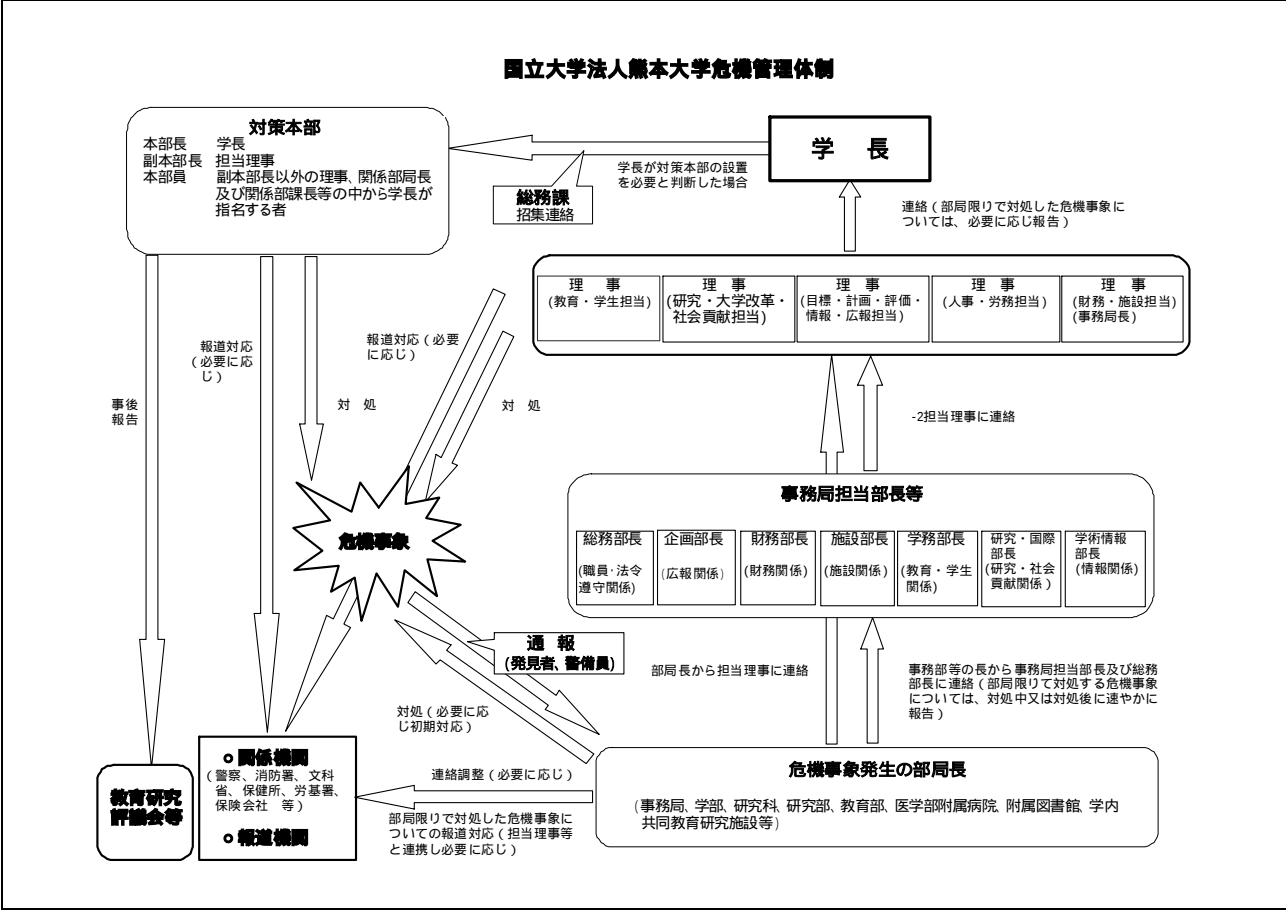
資料 11 - 1 - - E 危機管理の基本的な考え方 (http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/saigai/saigai_manual.htm)

(目的) 第1条 この規則は、大学等において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ適切に対処するため、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生(生徒、児童及び幼児を含む。以下同じ。)、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び本学の資産の保持を図るとともに、本学の社会的な責任を果たし、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的とする。 (危機管理の基本的な考え方) 第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、平常時、緊急時及び収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題等を検討し実行するものとする。 2 平常時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 本学が抱える潜在リスクを正確に洗い出し、それが顕在化した場合の重大性、影響度を分析し認識した上で、可能な限り防止策を講じること。 (2) リスクが顕在化し、危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)が発生した場合の対応マニュアルを定めること。 (3) 危機管理について高い意識を持ち、危機事象が発生した際に対応マニュアルに沿って適切に行動できるよう、適宜訓練を計画・実施し、不測の事態に備えること。 3 緊急時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) 危機事象の内容に応じて、迅速かつ適切に対処すること。 (2) 関係機関との連絡調整及び報道機関への対応を適切に実施すること。 (3) 収束時の危機管理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1) リスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立すること。 (2) 危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立すること。

出典：国立大学法人熊本大学危機管理規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

教職員用ホームページ（学内専用）に掲載

資料 11 - 1 - - F 危機管理体制図 (http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/saigai/saigai_manual.htm)



資料 11 - 1 - - G 競争的資金等の管理等に関する規則（抜粋）

(目的) 第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)における競争的資金等(以下「競争的資金等」という。)の運営及び管理についての基本的な事項を定めることにより、競争的資金等に係る適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とする。 (不正防止の意識の向上) 第5条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、研究者及び事務職員の競争的資金等の適正な管理と効率的な使用についての意識向上を図らねばならない。 2 前項の目的を達成するため、最高管理責任者は研修を実施するものとする。 (コンプライアンス室の設置) 第6条 最高管理責任者の下に、不正を発生させる要因(以下「不正発生要因」という。)を把握し、並びに不正防止計画を策定及び推進する部署としてコンプライアンス室を置く。 2 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1) 労務担当の理事 (2) 法務担当の理事 (3) 研究担当の理事 (4) 財務担当の理事 (5) 学長が指名する職員 (6) 学長が指名する学外者 3 コンプライアンス室に室長を置き、労務担当の理事をもって充てる。 4 コンプライアンス室は、次に掲げる業務を行う。 (1) 関係部局等と協力し、競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証を行い、不正発生要因の把握及び不正防止計画を策定・推進すること。 (2) 研究者及び事務職員の行動規範の策定等に関すること。 (3) 適切なチェック体制の構築及びルールの統一に係る提言に関すること。 (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。 5 コンプライアンス室の事務は、関係部課の協力を得て、総務部労務・安全課において処理する。 (内部監査部門の設置) 第7条 本学における競争的資金等の運営及び管理の執行を監査する部門として、最高管理責任者の下に内部監査部門を置く。 (相談窓口等の設置) 第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関するルール等(以下「事務手続等」という。)に関し、学内外からの相談に対応するため、部局等の競争的資金等に係る事務を所掌する事務部に第一次相談窓口を置く。 2 第一次相談窓口等からの相談に対応し、事務手続等に関し明確かつ統一した運用を図るため、次の各号に掲げる課に総括的な相談窓口を置く。 (1) 研究支援課(科学研究費補助金の総括) (2) 社会連携課(受託・共同研究費のうち競争的資金等の総括) 3 各相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務手続等に関し学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。 (通報窓口の設置) 第9条 本学における競争的資金等の不正使用に適切に対応するため、通報窓口を置く。 2 通報窓口は、学外の弁護士事務所に置く。 3 学長は、当該弁護士の氏名及び連絡先を明示するものとする。 4 当該弁護士は、競争的資金等の不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに書面で学長に通知するものとする。 (不正使用の通報) 第10条 不正使用に関する通報の方法は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、口頭によるものとする。 2 前項の通報は、原則として顕名により行われるものとし、被通報者名、不正使用の態様、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報であった場合においても、その内容によっては顕名による通報に準じて取り扱うことができる。 3 不正使用が行われようとしているなどの通報等に関しては、学長はその内容を確認・精査しなければならない。

出典：国立大学法人熊本大学における競争的資金等の管理等に関する規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11 - 1 - - H 生命倫理に関する規則（抜粋）

(趣旨) 第1条 この規則は、大学院医学薬学研究部、大学院医学教育部、大学院保健学教育部、大学院薬学教育部、医学部、薬学部、医学部附属病院、発生医学研究所、生命資源研究・支援センター及びエイズ学研究センター（以下「医学薬学研究部等」という。)において行われる人間を直接対象とした医学、薬学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。)について、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため必要な事項を定める。 (委員会) 第3条 医学薬学研究部等に次に掲げる委員会を置く。 (1) 一般研究倫理委員会 (2) ヒトES細胞研究倫理委員会 (3) 疫学研究倫理委員会 (4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会 (5) 臨床研究・医療技術倫理委員会 2 委員会は、責任者の諮問に基づき、研究等の実施の適否及びその他専門的事項について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査しなければならない。 3 それぞれの委員会に関し必要な事項は、研究部長が別に定める。
--

出典：熊本大学大学院医学薬学研究部等生命倫理に関する規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

別添資料 4 国立大学法人熊本大学法人基本規則

【分析結果とその根拠理由】

管理運営の組織として、学長と理事で構成する役員会で、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項の審議決定を行っている。その他の案件の重要事項の審議機関として経営協議会及び教育研究評議会を、意見調整を行う組織として政策調整会議及び部局長等連絡調整会議をそれぞれ設置している。また、学長及び理事の業務を補完するために、病院経営担当及び国際交流担当の副学長と7人の学長特別補佐を任命している。各部局等では教授会や研究科委員会等を設置し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。事務組織は、事務局、部局事務部及び特定の業務の効率化・推進化を図るためのグローバルCOE推進室等の組織を設けている。危機管理体制、競争的資金の不正防止及び生命倫理に係る規則等を定め、危機管理への対応及び不正防止等の法令遵守の徹底も図っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持ち、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 11 - 1 - : 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長が議長の役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置し、重要事項の意思決定を行っている（前掲資料 11 - 1 - - A）。また、重要事項の審議を円滑に行うための調整組織として学長が議長の政策調整会議（毎週開催）、部局長等連絡調整会議を設置するなど、重要事項の審議決定やそのための調整を学長主導の下に行い、機動的、戦略的な意思決定に努めている。さらに、学長の戦略的な施策作りを行うための組織として学長が議長の総合企画会議を設置している。意思決定組織で決定された事項を執行・推進する組織として、各担当理事が議長となる推進会議等を設置し、迅速な執行が行えるような体制を取っている（資料 11 - 1 - - A）。

資料 11 - 1 - - A 各理事が議長となる推進会議等（平成 21 年度）

会議名	議 長
教育会議	理事（教育・学生）
研究推進会議	理事（研究・社会貢献）
地域連携推進会議	
大学評価会議	
広報推進会議	理事（目標・計画・評価・情報・広報・基金・同窓会）
情報化推進会議	

出典：各会議規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学長が議長となって役員会等や政策調整会議等を運営し、調整や意思決定を行い、役員会を構成する理事が決定事項を執行・推進する推進会議の議長となっており、施策を迅速かつ効率的に実現できる体制となっている。

以上のことから、大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点 11 - 1 - : 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

教職員のニーズ把握は、学長と教職員との懇談会を実施するとともに、部局等の各種委員会や教授会等の機会を通じて部局長が把握に努めており、全学的な課題に関連する案件は、教育研究評議会等の全学会議を通じて全学の管理運営に反映させている（資料 11 - 1 - - A、前掲資料 11 - 1 - - A）。学生のニーズ把握は、学長と学生代表との懇談会及び学生生活実態調査（別添資料 9）等を実施し、把握・改善に努めている（前掲資料 7 - 1 - - A）。学外関係者のニーズ把握は、管理運営との関連では経営協議会委員に学外有識者 10 名を委員として加え、予算・決算等に関する経営の重要事項について、ニーズ把握に努めている。さらに、学長が運営上の課題・問題点を一層きめ細かに把握するとともに、現状の見直し及び今後の方針を策定する際の参考に資することを目的とし、教職員が学長に対して、本学の教育、研究、社会貢献、医療等の業務運営に関する建設的な提言をいつでも伝えることができる学長への提言ボックス（資料 11 - 1 - - B）を開設している。寄せられた意見等への回答・対応状況等は、教職員用ホームページ（学内専用）に掲載し、情報を共有している（資料 11 - 1 - - C）。そのほか、熊本県内高等学校長との懇談会を実施し、本学に対する要望等を聴取し管理運営の参考（資料 11 - 1 - - D）に資している。

資料 11 - 1 - - A 学長と教職員との懇談会における要望、意見への対応（抜粋）

要望等	対応等
教員免許状更新講習について 平成 21 年度から「教員免許状更新制度」が導入されることとなりますが、学長としてこの講習にどのような支援をお考えでしょうか、講習実施による収入は、年間 3 千万円前後と予想しており、また、この講習は幼稚園から高等学校までの教員が年間を通じて継続的に受講することから、熊本大学の実力をアピールすることにより優秀な受験生の獲得策としても有効であると考えます。これらのことから講習実施に見合う教員、事務職員の増員を含む人的支援、1 回に 100 人～200 人と予想されている受講生の休憩室、相談室その他必要な物的支援、サテライト教室などへの旅費を含む運営経費の支援など、また、教員免許が取得できる文学部、理学部、工学部などの開放制学部との協力無くしては本講習の充実はあり得ないものと思いますし、これらの学部もその責任があるものと思います。これに対してもお考えを伺いたいと思います。	熊本県の教員養成を担っている大学であるので、責任を持って実施しなければならないと考えている。この件については、全学的な問題であり、平成 21 年度実施にあたり、国立大学協会として予算要求を行うことになっている。実施にあたり、教育委員会と現場教員に十分に説明をする事を要望していく。熊本県下の大学で組織している熊本高等教育コンソーシアムにおいて、部会を立ち上げ、本学が、他大学の協力を得て実施していく予定である。学内では教育学部のみでなく全学で協力体制を作り対応するよう西山理事が教育学部の木村教授（教育学部教員免許更新実施体制準備委員会委員長）と打合せながら実施している。当面は、次年度の試行に関し、他大学の了承を得て、予算要求を行うことにしている。 西山理事補足：全学の協力体制については、教務委員会の下に、教員免許対応連絡部会（仮称）を設置し、教育学部並びに各開放制学部の教務委員長及び教員 1 名を選出してもらい協力体制の構築を予定している。教職実践演習においても教務委員会の下に部会を立ち上げて学部の協力を得ながら対応している。
構内の駐車・駐輪場について 学内の駐車・駐輪場の十分な確保とそのルールです。駐輪禁止のたて看板の横に駐輪しているというような状態です。外部から大学を訪れた人に決して良い印象を与えているとは思えません。よりよいキャンパス環境を作っていただき、多くの高校生に受験したいと思わせる大学、在学生が憩うことができる大学、卒業生が誇れる大学にしたいと思っています。	構内の駐車場、駐輪場については、特に黒髪地区に於いて無許可車の車が多いため、地区の部会等で交通指導、駐車台数調べ等実施しているが、調査結果等が有効に活用されず具体的な改善策がとられていない。このため、交通対策専門委員会においても懸案事項として認識されており、今後、対応策を検討する予定である。また、駐車場、駐輪場の場所指定や入構口についても、学生、教職員への周知が徹底されていないため、マニュアル等を作成し、部局単位で学生、教職員への配布及び指導（入部式時のオリエンテーション等）を徹底する。構内の交通危険箇所等についても、交通対策専門委員会を確認を行い、危険度、予算に応じて改善を行っている。・構内道路等への不法駐車については、ハード面のみならず、ソフト面（ルールを守る、守らせる）の改革が重要である。

出典：学長と教職員との懇談会記録から抜粋

資料 11 - 1 - - B 学長への提言ボックスの開設状況 (<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/teigen/m-top.html>)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11 - 1 - - C 学長への提言ボックスへ寄せられた意見等に対する回答・対応状況

(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/teigen2/top.html>)

提言内容
アメリカの有名大学などでは一般的ですが、日本の大学ではあまり「学内ツアー」の話を聞きません。お金はあまりかからないと思うので、検討してみても如何でしょうか。 (1) 五高記念館などを中心とした学内案内ツアーを学生や市民ボランティア、OB などを中心に随時開催し、多くの人に熊大にたち寄ってもらう。適正な学内秩序を維持できる範囲内で、場合によっては地元旅行会社企画の観光ツアーのコースとしても受け入れる（その場合、大型バスなどの駐車場確保も問題になる）。地元旅行会社に限るのは、数を制限するため。 (2) そのために、「学内ツアーコンダクター養成講座」を学生には単位が取れるようにして開講する（たとえば学際科目に入れる）。熊本大学について深く知るきっかけになり、愛校心の涵養に資すると思われる。 (3) 学外者には、別途同内容の講座を開講する。どちらも、「熊本大学学内ツアーコンダクター」のような資格を与える。学外者の場合、施設利用などに関して何らかの特典を与える。(4) 上記の人的資源は、オープンキャンパス、その他の熊大行事にも生かせる。
回答又は方策
ご提案ありがとうございます。 ユニバーシティミュージアム構想を実現するために人を配置し、五高記念館を学内共同利用施設としたことは御存知のことと存じます。これに関連して、伊藤重剛五高記念館長の発案で、昨年より学際科目「五高と近代日本」を実施しています。オムニバスで関連の先生にお話しいただき、小生もひとコマ「熊本大学の将来と学生に期待すること」を担当させていただいています。御提案の「学内ツアーコンダクター養成講座」の機能を、この学際科目に持たせるよう伊藤館長（オーガナイザー）にお願いしました。次年度（前期）からの実施に向け検討いただけることと思います。また、五高記念館の平日開放に備えて、「五高記念館友の会」を組織していただき、OB 等にボランティアとして御協力いただいています。この組織に学生等の参加を要請するなどして拡大をはかれば、ご提案のツアーコンダクターの仕組みが可能と考えられます。観光ツアーについては、政創研の上野教授が、文化庁が募集した「わたしの旅 100選」に提案した旅のプラン「志に生きた若者たちの軌跡 - 西南戦争から欧化教育へ」が選定されていることもあり（熊大通信 vol.19 Jan.2006 P.5 参照）、売り込み可能です。どこにどうすれば、食い付いてくれて、観光ツアーコースとして実現するかは今後の課題です。以上、ご提案の内容は、もう少し時間が必要ですが、実現の素地は十分ありますので、努力したいと考えております。先生の御支援、御協力もいただければ幸いです。



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11 - 1 - - D 県内高等学校長との懇談会で把握されたニーズへの対応状況（抜粋）

要望等	対応等
大学の入試制度によって、高校の教育は少なからず影響を受けています。受験科目の削減、推薦入試枠拡大、AO 入試の設置などにより、高校で身につけておくべき学力が十分でないまま大学生になるケースもあるようです。望ましい大学入試制度や、大学側から高校側への要望など、これまで検討されてきたこととは思いますが、状況も年々変わってきておりますので、今回改めて協議してみてもいいと思います。	現在、入学者選抜方法の改善に向けて検討中です。大学では、センター試験を課さない推薦入試と前期・後期入試との学力関係に留意しているところです。高校側におかれましても、たとえば推薦入試合格後の高校生活に、よりご配慮いただければ幸いです。大学教員の中に、入学者に対して「一般的に基礎学力が低くなっている」「視野が狭く応用力に乏しい」との意見もあります。入試科目に係わらず、できるだけ広く学習させるなど、基礎学力を身につけさせる高校教育を要望します。大学においても、入学後に学生が将来についての目標を明確にし、意欲を高めるように促すことが大学教員の務めであると考えています。
理学部で実施されている「教育インターンシップ」について、他学部の学生に拡大する予定がありますか。あるいは受入校に対してどのような要望があるのかについて教えていただきたい。特に教育実習との違いについての意見があればそのことに関しても検討していければよいのではないかと。	理学部では、実質的に今年から「教育インターンシップ」を開始しています。教育実習を終えた学生あるいは教職免許を既に取得している院生が対象で、職場体験をさせるキャリア教育の一環として位置づけています。したがって、授業などの教育実習的な内容は必要なく、授業準備などで先生方の手足となったり、生徒の相談に乗ったり、行事の手伝いをしたりなど、受入高校側のご事情に合わせて体験内容をお考えくださればと思っています。また、教育学部では、教職希望者のインターンシップを熊本市教育委員会と連携して実施しています。学生は教育実習の経験を踏まえて、担任等の補助をしながら、学校内の様々な業務を経験することを目的として、週 1～2 回 2 ヶ月以上の期間、実態に即してより実践的に学んでいます。

出典：県内高等学校長との懇談会議事要旨から抜粋

別添資料 9 第 6 回学生生活実態調査報告書 2007 年

【分析結果とその根拠理由】

関係者からのニーズの把握は、会議での意見交換、懇談会、アンケート調査、メールによる提言等、様々な方法で実施している。把握されたニーズは、全学及び各部局において適切に反映している。

以上のことから、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 11 - 1 - : 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

本学の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として、法人基本規則（別添資料4：第16条、17条）に基づき、監事（常勤監事1人、非常勤監事1人）を置いている。監事のほかに監査室を設置し、監事による監査業務等を補佐している。国立大学法人法及び監事監査規則（前掲資料10-3--A）に基づき、事業年度に係る監査計画を策定し、業務及び会計について監査を実施している。役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席するほか、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要書類を閲覧して、業務の実施状況を調査している。業務監査は、重点事項（資料11-1--A）を定め、各業務担当者等から業務処理状況等を聴取するなど機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ報告するとともに、教職員用ホームページ（学内専用）で学内に周知している（資料11-1--B）。会計監査は、関係書類の確認及び関係者からの意見等の聴取を行うほか、監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告している。業務を担当する部・課等は、監査報告を受け、業務の改善等に努めている（資料11-1--C）。

資料 11 - 1 - - A 内部監査（業務監査）の重点事項

重点事項 学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎の運営状況について 各国立大学法人は、大学運営の自主性・自立性の拡大に伴い、各大学における自己規律、自己責任の確立が求められており、自己改善サイクル確立のための内部監査体制整備と監査実施状況が評価されることとなる。 本学においては新たな監査体制が整ったばかりで、監査室員はより効果的な業務監査実施に向けて検討中である。今年度は、具体的な業務について監査を行うことで、今後の監査室の展開に繋げていくこととし、昨年度、監事による業務監査「貸貸資産管理状況監査」を参考に、あらためて「学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎の運営状況」について監査を行い、具体的改善等の提言を目標に取り組むこととした。 監査目的 本学は、中期目標の中で、大学としての人材育成により地域と国際社会への貢献を目的としている。続いて運営方針に、学生への手厚い支援と教員・職員の一体的協同とその条件整備を掲げている。 今回の業務監査では、学生寄宿舍、国際交流会館及び職員宿舎について、本学の目的と運営方針に基づく運営がなされているかという観点から監査を行い、今後の業務改善に資することを目的とする。

出典：内部監査（業務監査）実施計画書を基に作成

資料 11 - 1 - - B 監査報告書等の周知状況(抜粋)(http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kansa/kansa_top.htm)

賃貸資産管理状況監査について

3月に上記の件につき監査を実施したので、その結果につき下記の通り報告します。

記

1) 監査概要

本学における次の資産の貸付管理状況等について監査を実施しました。

- (1) 賃貸(土地・建物)資産管理状況
- (2) 国際交流会館貸付状況
- (3) 学生寄宿舍貸付状況
- (4) 職員宿舍入居状況

2) 監査結果及び改善事項等について

貸付管理については、全般的に良好に管理されていました。

ただ、次の2点については改善検討が必要だと思われます。

無償施設貸付の取扱いについて

学生・教職員のための福利厚生施設の「無償貸付」は、国有財産使用を無償で許可している生活協同組合の処遇を規定している国有財産法第18条第3項及び第19条、「国立学校における学生のための厚生事業団体に対して国の庁舎等を使用または収益させる場合の取扱いについて(昭和36年4月1日)」に準拠して、表1(無償貸付)のとおり土地建物が無償で貸付けられているようです。今回監査した結果、「学生・教職員のための福利厚生施設」として同様の利用形態であるにも関わらず、表2(有償貸付)については有償貸付となっており、無償・有償の取扱いが一元化されていない状況が見受けられます。

事例を示すと、九品寺地区の楷樹会館ですが、同会館には「(財)学校福祉協会・・・食堂部分、熊本大学生生活協同組合・・・書籍・学用品等、(財)恵和会・・・売店」の三業者が営業をしています。施設の直接の使用許可申請者は「熊本大学医学部厚生会」となっており、無償貸付となっております。実態としては黒髪北地区の食堂などと同様であり、有償での取扱いで処理されてもよいと思われます。しかし、学生・教職員のための福利厚生の面を考慮すると「無償」でも差し支えないと思われます。ただ、そのように考えますと、表2(有償貸付)である部分の見直しが必要ではないかと思われますので、ご検討をお願いします。

表1(無償貸付)

区分	面積等	相手方	場所
土地	2.0m ²	熊本大学生生活協同組合	黒髪町南
建物	1,112.57m ²	熊本大学生生活協同組合	黒髪町北、薬学部、黒髪町南
建物	349.75m ²	熊本大学生生活協同組合	九品寺

表2(有償貸付)

区分	面積等	相手方	場所
建物	507.28m ²	(財)学校福祉協会	黒髪町北、黒髪町南、益城
建物	33.63m ²	緒方絹代(理容室)	黒髪町南
建物	40.92m ²	内田孝昭(理容室)	黒髪町北
建物	893.41m ²	(財)恵和会	医学部、九品寺、医学部附属病院、看護婦宿舍
土地	256.56m ²	(財)恵和会	九品寺、医学部附属病院

(略)



出典：教職員用ホームページ(学内専用)から抜粋

資料 11 - 1 - - C 監査結果への対応等（抜粋）

(1)職員宿舍入居管理簿について 職員宿舍入居管理はデータベース管理とし、当該データは共有のファイルサーバに格納している。これにより、入居者の入居箇所、駐車箇所など、入居管理に必要なすべてのデータが閲覧でき、業務の効率化が図れたと考えている。
(2)業務効率化のための管理業務統合について 入居決定後の管理等については可能と考えている。寄宿生と留学生が、同じ建物に住むことで業務統合が検討しやすくなると考えている。施設管理は、職員宿舍を含めてすべての宿舍について施設部が管理すべきと考えているので一本化できるよう検討したい。
(3)職員宿舍の整備計画について 検討段階である以下の点について、大学としては ア 宿舍戸数を縮小して民間アパートに頼り、住居手当を出した方が得なのか イ 建物を修繕・整備して保有し続けた方が得なのか 今後、試算して見直していくつもりである。その結果、戸数を縮小した方がよければ縮小し、維持した方がよければ家賃を上げる。現状のままで家賃を上げるわけにはいかないので、修繕・整備をしていく考えである。

出典：監査室資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監査計画書等に基づき、効率的、効果的な監査の実施に努め、監査結果を学長に報告している。監査結果により指摘された事項については、該当部署等で検討し、具体的な業務等の改善を図っている。

以上のことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11 - 1 - : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

【観点に係る状況】

管理運営に関わる職員の資質向上については、中期目標に「事務職員等の優秀な人材の確保及び質の向上を図る」、中期計画に「職員の質の向上を図るために、研修制度を充実する」と掲げている。実施している具体的な研修等は、新採用職員研修、採用後の2年次・3年次のフォローアップ研修、能力向上研修、階層別研修等、多岐にわたっている。平成20年度に実施した研修は、資料11-1--Aのとおりである。そのほか、国立大学協会及び国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーや部・課長研修、人事院等が主催する研修等に積極的に参加させ、職員の資質向上に努めている（資料11-1--B）。

資料 11 - 1 - - A 本学独自の研修等実施状況（平成20年度）

研修等名	目 的	参加人数
新採用職員研修	本学職員として必要とされる態度の形成及び基礎知識を習得させ、配属後、スムーズな業務遂行を実現するために、採用から6ヶ月間かけて座学研修及び実地研修で集中的に学習させることにより、幅広い視野、様々な視座・視点を養い、本学の業務の社会的意義を理解できる眼を養うことを目的とする。	12名
採用2年次職員フォローアップ研修	さらなるワークモチベーションの高揚と所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、日常業務部署を離れて、日々の職務遂行に関する省察を行うとともに、物事の意味づけやフォローアップ等の視点を育成する研修を受講させることにより、受講者の仕事に対する新たな価値観や、やりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	11名
採用3年次職員フォローアップ研修	さらなるワークモチベーションの高揚と所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、3年次職員としてのあるべき姿を追求するために何をすべきか考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行と新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	24名
中堅職員研修	採用後5年以上経過した一般事務職員を対象として、ワークモチベーションの高揚、次期主任としての自覚の醸成及び所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、中堅職員としてのあるべき姿を追求するために何をすべきかを考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行、中堅職員としての自覚の醸成、新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	31名
主任研修	係長の補佐役としての自覚の醸成、担当内業務の大局的・戦略的観点の養成及び所属部署における円滑な業務遂行を実現するために、主任としてのあるべき姿を追求するために何をすべきかを考える機会を提供することにより、受講者の自律的業務遂行、主任としての自覚の醸成、新たなやりがいの発見・創造に寄与することを目的とする。	47名
企画力向上研修	企画業務を迅速かつ円滑に行うため、企画業務に関する知識及び技術並びにプレゼンテーション技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の企画力、プレゼンテーション力の向上に寄与することを目的とする。	34名
応対能力養成研修	事務組織に対する種々の要望・クレーム等について、円満な解決及び再発防止策を講ずるために、それらの対応に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の応対能力の向上に寄与することを目的とする。	37名
折衝・交渉能力向上研修	本学の種々の施策の企画・実施において、様々な関係者等と合意形成を図り、円滑に施策を実施するために、折衝・交渉に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、事務職員の交渉・折衝スキルの向上に寄与することを目的とする。	43名
人事評価者研修（面接・評価技法）	人事評価において、評価者が育成面談を円滑に実施し公正な評価を行うため、また、評価を通じて職員の資質の向上及び人材育成を図るため、評価者に対して、人事評価のポイント及び面談に関する技法について解説を行うことにより、評価者の評価力及び部下育成力を向上させることを目的とする。	31名

出典：人事課資料を基に作成

資料 11 - 1 - - B 学外への研修等参加状況(抜粋)(平成 20 年度)

研修等名	目 的	参加人数
大学マネジメントセミナー(財務編)	大学運営全般に関わる基本的知識の取得とマネジメント能力の向上を図る。	2 名
大学マネジメントセミナー(企画・戦略編)	大学運営全般に関わる基本的知識の取得とマネジメント能力の向上を図る。	1 名
大学マネジメントセミナー(教育編)及び(研究編)	国立大学法人等の役員・理事・幹部職員等を対象に、これまで国立大学が積み重ねてきた知識から、国立大学の新たなミッションとは何か考える。また、各大学における特色のある取り組み事例の紹介及び大学を取り巻く課題の解決策について講義いただき、大学運営に係るマネジメント能力の向上と各大学における学術研究の発展を図る。	2 名
国立大学法人等部課長級研修	大学運営の基本的知識の取得と幹部職員としての能力の向上を図る。	4 名
九州地区中堅係員研修	職務遂行に必要な知識、技術及び社会的識見を付与するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	1 名
九州地区国立大学法人等係長研修	職務遂行に必要な基本的、一般的知識を習得させるとともに、係長としての能力及び見識を確立させ、国立大学法人等の管理運営の重要な担い手としての職員の資質の向上を図る。	6 名
九州地区国立大学法人等テーマ別研修	大学の運営・経営に積極的に参画できる事務職員を育成するため、法人職員としての意識改革及びスキルアップを図り、併せて職務遂行上必要な知識を習得させることを目的とする。	7 名
九州地区課長補佐研修	職務遂行に必要な行政的識見及び管理能力を修得させることにより、地方機関における幹部となるべき公務員を育成し、併せて政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	1 名
留学生担当者研修会	留学生関係事務担当者(初任職員)に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図ることにより、我が国における留学生交流体制の整備充実に資することを目的とする。	1 名
教務事務研修会	教務事務の円滑な処理に必要な知識を習得させるとともに、教務事務について協議・意見交換を行うことにより、教務事務に携わる職員の意識及び資質の向上を図ることを目的とする。	1 名
九州地区係長研修	職務の遂行に必要な知識、管理能力及び社会的識見を付与するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的とする。	2 名
国立大学法人若手職員勉強会	国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援する。	2 名
国立大学法人係長クラス勉強会	国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援する。 目標 法人化のメリットを最大限に引き出すための業務への関わり方を主体的に学ぶ 国準拠及びセクショナリズム意識を変革する機会とする 国立大学等の係長として働くモチベーションを刺激する 他機関の職員とのネットワークを構築する契機とする 成果をそれぞれの機関へとフィードバックする	1 名

出典：労務・安全課資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

職員の資質向上等を中期目標・中期計画に掲げ、上記のとおり多岐にわたり研修等を実施・参加している。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 11 - 2 - : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとき、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

本学は、法人基本規則において、法人の目的（別添資料 4：第 3 条）、その目的を達成するための施策を執行する役員や施策を審議する経営協議会、教育研究評議会、各種委員会、教授会等の組織について明確に規定している。管理運営に関する方針を中期目標「業務運営改善及び効率化に関する目標」（資料 11 - 2 - - A）として明確にしている。法人基本規則及び管理運営に関する方針に基づき、運営方針（資料 11 - 2 - - B）を明文化するとともに、管理運営に係る諸規則、経営協議会、各種委員会等各種会議体の運営に係る規則等を整備している。全学的な施策立案の意見調整及び施策の執行調整体制として、部局長等連絡調整会議規則（別添資料 23）等を整備している。学長の選考は、学長選考会議規則（別添資料 24）、学長選考規則（別添資料 25）等に、その選考方針等について規定している。役員の選考方法及びその職務内容（別添資料 4：第 16 条～23 条）、部局長、副部局長等のその他の職員の職務内容（別添資料 4：第 42 条～47 条、資料 11 - 2 - - C）等は、法人基本規則及び学則に規定している。部局長の選考は、部局長候補者選考規則（別添資料 26）に規定している。部局運営の責任者たる部局長の補佐体制を強化するため、副部局長制度を導入しており、副部局長に関する規則（別添資料 27）を定め、その職務や選考方法について規定している。

資料 11 - 2 - - A 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakujouhou/daigakugaiyou/unei/mokuhyou_keikaku/img/h16mokuhyo.pdf)

- | |
|--|
| <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>1) 学長のリーダーシップによる円滑な大学運営のための仕組みを確立し、継続的な改善を図る。</p> <p>2) 全学的会議体を整備し、効果的な大学運営体制を構築する。</p> <p>3) 部局長を中心とした部局運営体制を整備する。</p> <p>4) 学内資源（人的、物的、財的資源）の有効活用を推進する。</p> <p>5) 学外の有識者、専門家の任用を推進する。</p> <p>6) 内部監査機能の充実を図る。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>教育研究組織が、その目的・目標に沿って整備され機能しているかの見直しを進めつつ、「国立大学法人熊本大学の将来像」の実現を図る。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>1) 中長期的な人事計画を策定し、適切な人員管理を行う。</p> <p>2) 非公務員型を活かした多様な人事制度を構築する。</p> <p>3) 多様な雇用形態に応じた教職員の公平・公正な人事評価システムを整備する。</p> <p>4) 教員の流動性向上に努める。</p> <p>5) 事務職員等の優秀な人材の確保及び質の向上を図る。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務の簡素・合理化を図るとともに効率的な事務組織を編成する。</p> |
|--|

出典：国立大学法人熊本大学中期目標から抜粋

資料 11 - 2 - - B 運営方針 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakujouhou/tatutokoro/mezasutokoro_01.pdf)

- | |
|--|
| <p>(1) 学問の自由、大学の自治の理念を踏まえた自主性、自律性、公明性の確保</p> <p>(2) 教育研究の長期性や社会と大学の持続的発展の視点の重視</p> <p>(3) 「将来像」、「目標・計画」の堅持と確実な実現</p> <p>(4) 学生とその活動の尊重と手厚い支援</p> <p>(5) 教育の機会均等、基礎研究、先端医療、地域医療など競争や経営になじまない部分の重視と堅守</p> <p>(6) 構成員の創意と構成員間のビジョン・目標・情報の共有に基づく戦略的トップマネジメントと教員・職員の一体的協働</p> <p>(7) 教職員の意識、意欲、能力、豊かな人間性、夢を醸成する条件整備</p> |
|--|

出典：「熊本大学の立つところ目指すところ！」から抜粋

資料 11 - 2 - - C 職員の職務内容

(職員)	
第 15 条	本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第 6 項において同じ。)に研究科長(研究部にあっては研究部長、教育部にあっては教育部長。第 6 項において同じ。)を置く。
2	本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
3	前 2 項に定めるもののほか、本学に事務職員、技術職員、医療職員その他必要な職員を置く。
4	学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
5	副学長は、学長の職務を助ける。
6	学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
7	教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
8	准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
9	専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
10	助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
11	助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
第 3 項	に規定する職員の職務については、別に定める。
第 16 条	附属学校に、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。
2	前項に定めるもののほか、附属学校に主幹教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
3	校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
4	副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
5	教頭は、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。
6	教諭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の教育をつかさどる。
7	養護教諭は、児童等の養護をつかさどる。
8	栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

出典：熊本大学学則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

別添資料 4	国立大学法人熊本大学法人基本規則
別添資料 23	国立大学法人熊本大学部局長等連絡調整会議規則
別添資料 24	国立大学法人熊本大学学長選考会議規則
別添資料 25	国立大学法人熊本大学学長選考規則
別添資料 26	国立大学法人熊本大学部局長候補者選考規則
別添資料 27	国立大学法人熊本大学副部局長に関する規則

【分析結果とその根拠理由】

法人の目的、役員、部局長、法人の施策の審議組織等について法人基本規則で明確にし、管理運営に係る方針を中期目標に掲げ、これを基に管理運営に係る諸規則等を整備しており、各会議等の責務や権限等を明確に定めている。

以上のことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

観点 11 - 2 - : 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

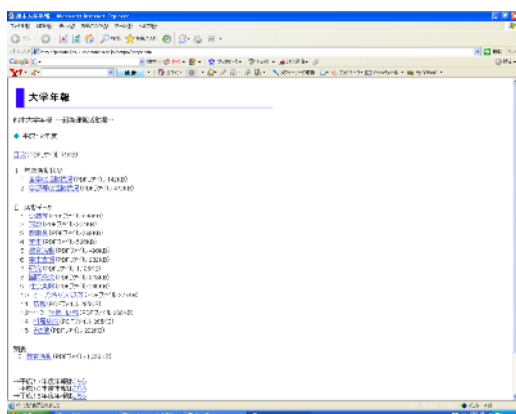
本学の学務に関するデータ（開講科目一覧，学生の履修登録状況，シラバス，成績評価等）は，学務情報システム（SOSEKI）（前掲資料 9 - 1 - - A）に蓄積している。研究指導学生数等，各教員の教育活動を示すデータについても同システムに蓄積している。平成 20 年度からは，中期目標，中期計画，年度計画及び教員個人の年度計画，達成状況等のデータを蓄積できる評価データベースシステム（TSUBAKI）（前掲資料 9 - 1 - - B）の運用を開始している。公式ホームページ及び教職員用ホームページ（学内専用）で，業務に関する情報として中期目標，中期計画，年度計画及び業務実績報告書等，財務に関する情報として財務諸表及び決算報告書等，各年度の組織運営活動を取りまとめた年報及び役員会等の議事要録を公開し，教職員が閲覧できる環境を整備している（資料 11 - 2 - - A～C）。

資料 11 - 2 - - A 業務に関する情報等の公開状況（<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/>）



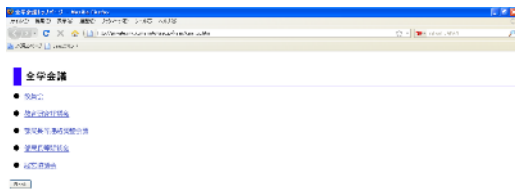
出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 11 - 2 - - B 熊本大学年報公開状況（<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/nenpo/nenpo.htm>）



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

資料 11 - 2 - - C 議事要録の掲載状況 (http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kaigi/kaigi_top.htm)



出典：教職員用ホームページ（学内専用）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学務情報システム（SOSEKI）及び評価データベースシステム（TSUBAKI）を構築・運用することにより，全学の活動データ等を収集・蓄積し，必要に応じて関係者が活用できるようになっている。本学の目的や各種情報は公式ホームページに，学内の主要会議の議事要旨は学内専用のホームページに掲載し教職員が利用できるようにしている。

以上のことから，大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集，蓄積されているとともに，教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

観点 11 - 3 - : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学評価会議規則（資料 11 - 3 - - A）及び同会議委員会細則（資料 11 - 3 - - B）を定め、自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定・実施等、第三者評価への対応を行っている（資料 11 - 3 - - C）。平成 19 年度に教育・研究等の現状と課題を明らかにするとともに、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的として組織評価（資料 11 - 3 - - D）を実施した。その結果は、公式ホームページ（資料 11 - 3 - - E）に掲載し、学内及び社会に対して公開している。

資料 11 - 3 - - A 大学評価会議規則（抜粋）

（設置） 第 1 条 国立大学法人熊本大学法人基本規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学に、国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下「大学評価会議」という。）を置く。 （組織） 第 2 条 大学評価会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 評価担当の理事 (2) 学長が指名する理事（前号の理事を除く。） 2 人 (3) 文学部，教育学部，法学部，理学部，工学部，大学院社会文化科学研究科，大学院自然科学研究科，大学院保健学教育部，大学院法曹養成研究科及び医学部附属病院の副部長 各 1 人 (4) 医学部，薬学部，大学院医学薬学研究部，大学院医学教育部及び大学院薬学教育部の副部長のうちから選出された者 3 人 (5) 事務局長 (6) 企画部長 (7) その他学長が必要と認めた者 2 前項第 7 号の委員は、学長が委嘱する。 3 第 1 項第 7 号の委員の任期は学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。 （任務） 第 3 条 大学評価会議は、次に掲げる事項を行う。 (1) 自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定及び実施に関すること。 (2) 第三者評価への対応に関すること。 (3) その他大学評価に関し議長が必要と認めた事項 （議長） 第 4 条 大学評価会議に、議長を置き、評価担当の理事をもって充てる。 2 議長は、大学評価会議を主宰する。 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。 （議事） 第 5 条 大学評価会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。 2 大学評価会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （意見の聴取） 第 6 条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を大学評価会議に出席させ、意見を聴くことができる。 （委員会等） 第 7 条 大学評価会議に、委員会及びワーキンググループを置くことができる。 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

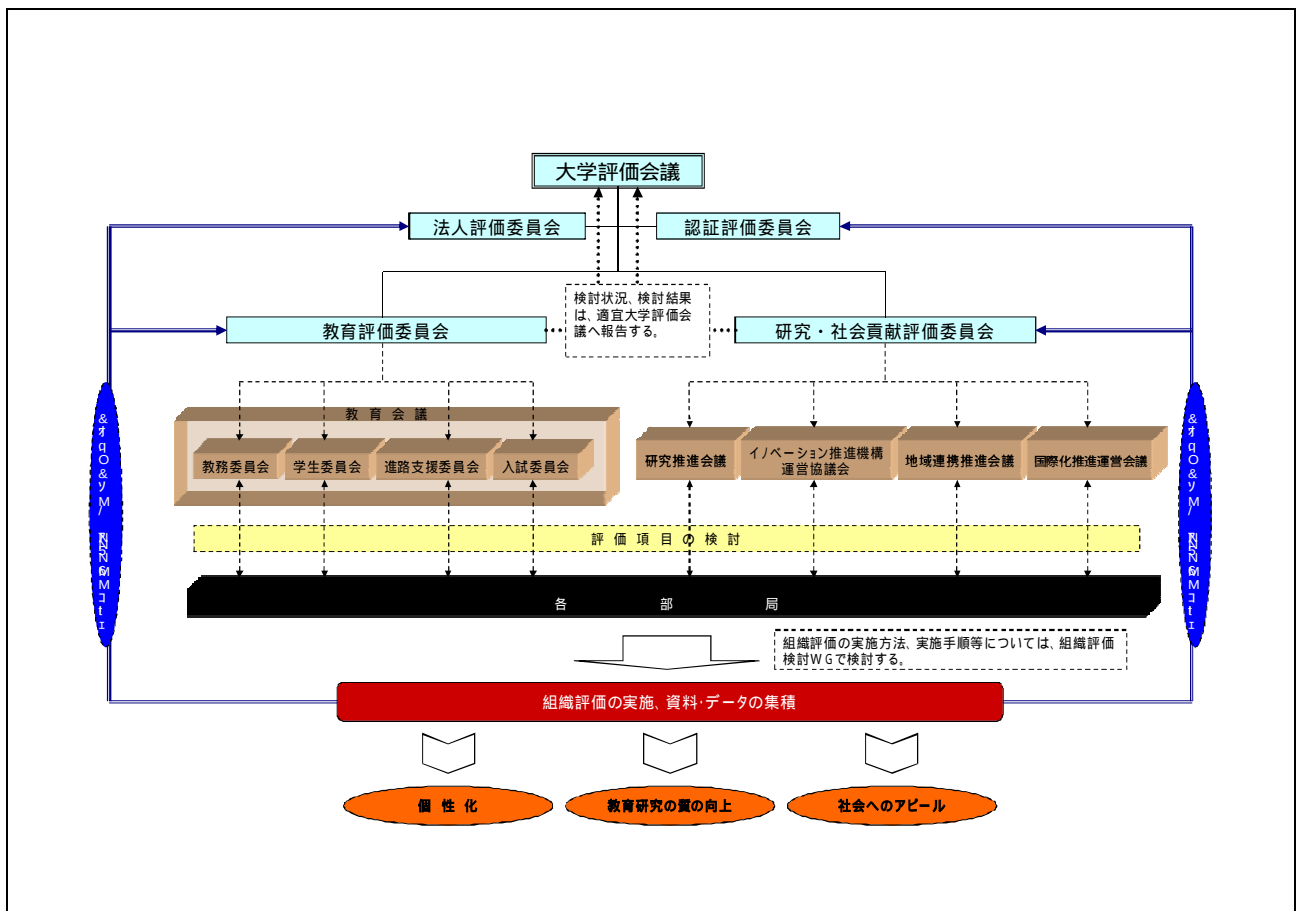
出典：国立大学法人熊本大学大学評価会議規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11 - 3 - - B 大学評価会議委員会細則（抜粋）

（設置）		
第1条 国立大学法人熊本大学大学評価会議規則（平成19年3月22日制定）第7条第1項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下「大学評価会議」という。）に、次に掲げる委員会を置く。		
(1) 法人評価委員会		
(2) 認証評価委員会		
(3) 教育評価委員会		
(4) 研究・社会貢献評価委員会		
（組織）		
第2条 前条各号の委員会の任務及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、委員については、各委員会の委員長が必要と認めた者を加えることができる。		
名称	任務	委員
法人評価委員会 （略称） 法人評価委員会	(1) 法人評価に係る実績報告書案の作成・とりまとめ (2) その他法人評価に関し必要な事項	(1) 評価担当の理事 (2) 教育担当の理事 (3) 研究・社会貢献担当の理事 (4) 国際交流担当の副学長 (5) 教育改革担当の学長特別補佐 (6) 企画部長
認証評価委員会 （略称） 認証評価委員会	(1) 認証評価に係る評価書案の作成・とりまとめ (2) その他認証評価に関し必要な事項	(1) 評価担当の理事 (2) 教育評価委員会委員 (3) 企画部長 (4) 財務部長 (5) 施設部長
教育評価委員会 （略称） 教育評価委員会	(1) 教育活動に係る自己点検・評価の実施及び評価結果の検証 (2) その他教育活動に係る評価に関し必要な事項	(1) 教育担当の理事 (2) 国際交流担当の副学長 (3) 教育改革担当の学長特別補佐 (4) 教務委員会の代表 (5) 学生委員会の代表 (6) 入学試験委員会の代表 (7) 進路支援委員会の代表 (8) 教養教育実施機構長 (9) 大学教育機能開発総合研究センターFD・教育評価部門の代表 (10) 学務部長
研究・社会貢献評価委員会 （略称） 研究・社会貢献評価委員会	(1) 研究・社会貢献活動に係る自己点検・評価の実施及び評価結果の検証 (2) その他研究・社会貢献活動に係る評価に関し必要な事項	(1) 研究・社会貢献担当の理事 (2) 国際交流担当の副学長 (3) 研究推進会議の代表 (4) イノベーション推進機構運営協議会の代表 (5) 地域連携推進会議の代表 (6) 国際化推進運営会議の代表 (7) 研究・国際部長
（委員長）		
第3条 各委員会に、委員長及び副委員長を置く。		
2 委員長は大学評価会議議長が指名する理事をもって充て、副委員長は当該委員長が指名する委員をもって充てる。		
3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。		
4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。		
（意見の聴取）		
第4条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。		

出典：国立大学法人熊本大学大学評価会議委員会細則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料 11 - 3 - - C 評価体制図



出典：大学評価会議資料を基に作成

資料 11 - 3 - - D 組織評価指針

(目的)	
第 1 条	この指針は、組織に関する自己点検・評価（以下「組織評価」という。）を通じ、熊本大学（以下「本学」という。）の各学部等における教育研究等の現状と課題を明らかにし、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の発展に寄与することを目的とする。
(組織評価の対象)	
第 2 条	組織評価の対象となる組織は、学部、研究科、教育部、研究部、教養教育実施機構、大学院先導機構、学内共同教育研究施設、附属図書館、保健センターその他学長が必要と認める組織とする。
(組織評価の実施)	
第 3 条	組織評価の対象となる組織の長（以下「学部長等」という。）は、当該組織の目的の達成状況について、組織評価を実施する。
2	組織評価は、原則として 6 年に 1 回行う。
3	教育研究等について定期的に外部評価を実施している学内共同教育研究施設においては、直近に実施した外部評価をもって組織評価に代えることができるものとする。
4	学部長等は、組織評価の結果を、自己評価書としてまとめ、学長へ報告する。
(組織評価の領域、評価基準等)	
第 4 条	組織評価の領域は、「教育」、「研究」、「管理運営」及び「その他」とする。ただし、「その他」の領域は、「診療」、「教育研究支援」、「社会貢献」、「初等教育」等その組織としての特色ある事項とする。
2	「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準は、次のとおりとする。
(1)	「教育」
評価基準 1	教育の目的
評価基準 2	教育の実施体制
評価基準 3	教員及び教育支援者
評価基準 4	学生の受入
評価基準 5	教育内容及び方法
評価基準 6	教育の成果
評価基準 7	学生支援等
評価基準 8	教育の質の向上及び改善のためのシステム
(2)	「研究」
評価基準 1	研究の目的
評価基準 2	研究の実施体制
評価基準 3	研究の成果
(3)	「管理運営」
評価基準 1	管理運営の実施体制
評価基準 2	施設・設備
3	「教育」、「研究」及び「管理運営」の領域に関する組織評価の評価基準ごとの評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、別に定める。
4	「その他」の領域に関する組織評価の評価基準、評価項目、評価の観点及び根拠となる資料・データは、組織の設置目的等に即して、当該組織において定める。
(結果の活用等)	
第 5 条	組織評価の結果は、本学の運営に活用する。
2	自己評価書及び関係資料は、法人評価、認証評価等に活用するとともに、学部等の教育研究等の改善に活用する。
3	組織評価の結果は、刊行物、ウェブページ等を通じて広く社会へ公表する。

出典：熊本大学における組織評価指針（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料 11 - 3 - - E 組織評価公開状況

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku/jouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/jikohyoukasyo.html>)

学部・研究科	評価年度	評価結果	評価方法	評価日
教育学部	2019年度	A	自己評価	2020.03.10
経済学部	2019年度	B	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	C	自己評価	2020.03.10
法学部	2019年度	D	自己評価	2020.03.10
文学部	2019年度	E	自己評価	2020.03.10
理学部	2019年度	F	自己評価	2020.03.10
農学部	2019年度	G	自己評価	2020.03.10
獣医学部	2019年度	H	自己評価	2020.03.10
医学部	2019年度	I	自己評価	2020.03.10
看護学部	2019年度	J	自己評価	2020.03.10
国際学部	2019年度	K	自己評価	2020.03.10
環境学部	2019年度	L	自己評価	2020.03.10
芸術学部	2019年度	M	自己評価	2020.03.10
体育学部	2019年度	N	自己評価	2020.03.10
健康学部	2019年度	O	自己評価	2020.03.10
情報学部	2019年度	P	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	Q	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	R	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	S	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	T	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	U	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	V	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	W	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	X	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	Y	自己評価	2020.03.10
工学部	2019年度	Z	自己評価	2020.03.10

出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

【分析結果とその根拠理由】

規則等を定め、組織的に自己点検・評価の体制を整備し、実施している。その結果は、公式ホームページに掲載し学内外に公開している。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

観点 11 - 3 - : 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

各部局等の自己点検・評価に基づき、随時、外部者による評価を受けている（資料 11 - 3 - - A）。平成 16 年の法人化後、中期目標・中期計画における年度計画についての自己点検・評価は、経営協議会による審議を経て、国立大学法人評価委員会に提出し評価を受けている。平成 12 年度に始まった大学評価・学位授与機構の試行的評価は、全学テーマ別及び分野別の評価を計 4 回受けた（資料 11 - 3 - - B）。平成 20 年度の法人評価において、中期目標・中期計画の達成状況及び各部局の教育・研究に関する状況について自己評価書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会の評価を受けた。それらの評価結果等を活用し、各事業や運営の改善等に努めている。

資料 11 - 3 - - A 外部評価結果公開状況

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/jikohyouka.html>)

実施部局	実施年月	広報刊行物
文学部	平成 11 年 5 月	自己点検・評価報告書Ⅰ（文学部外部評価報告書）
教育学部	平成 11 年 7 月	教育学部外部評価報告書
法学部	平成 11 年 10 月～11 月	法学部自己点検・評価報告書 - 外部評価委員の検証を通して -
理学部	平成 11 年 5 月 平成 11 年 11 月	理学部外部評価報告書 理学部臨海実験所外部評価報告書
医学部	平成 11 年 4 月	医学部附属遺伝発生医学研究施設外部評価報告書
薬学部	平成 10 年 11 月～平成 11 年 1 月	薬学部・薬学研究科外部評価報告書
工学部	平成 10 年 5 月 平成 10 年 12 月 平成 10 年 12 月 平成 15 年 12 月	衝撃エネルギー実験所、極低温装置室及び関連グループ外部評価報告書 工学部外部評価報告書 平成 10 年度外部評価に対する総括報告書 工学部外部評価報告書
社会文化科学研究科	平成 20 年 3 月	外部評価報告書
自然科学研究科	平成 12 年 11 月 平成 15 年 12 月	平成 12 年度外部評価報告書（博士後期課程） 平成 15 年度外部評価報告書（博士前期課程）
医療技術短期大学部	平成 12 年 9 月	外部評価報告書
総合情報基盤センター	平成 19 年 9 月 平成 20 年 12 月	自己評価書 外部評価報告書
衝撃・極限環境研究センター	平成 17 年 3 月	外部評価報告書
生命資源研究・支援センター	平成 16 年 3 月	動物資源開発研究センター活動内容・外部評価報告書
エイズ学研究センター	平成 14 年 2 月 平成 19 年 3 月	外部評価報告書 外部評価報告書
発生医学研究センター	平成 12 年 9 月 平成 21 年 1 月	外部評価報告書 外部評価報告書
アイソトープ総合センター	平成 14 年 8 月	アイソトープ総合センター自己点検評価・外部評価報告書

出典：熊本大学公式ホームページ等を基に作成

資料 11 - 3 - - B 大学評価・学位授与機構による試行的評価

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/daigakugaiyou/unei/hyouka/>)

平成 12 年度着手分
・全学テーマ別評価
教育サービス面における社会貢献自己評価書
教養教育（実情調査）
・分野別研究評価「理学系」
理学部自己評価書
大学院自然科学研究科自己評価書
平成 13 年度着手分
・全学テーマ別評価
教養教育自己評価書（平成 12 年度からの継続）
研究活動面における社会との連携及び協力自己評価書
平成 14 年度着手分
・全学テーマ別評価
国際的な連携及び交流活動自己評価書
文学部，大学院文学研究科自己評価書

出典：熊本大学公式ホームページを基に作成

【分析結果とその根拠理由】

各部局等の自己点検・評価は，随時，外部者による評価を受けている。年度計画の実施状況等に関する自己評価の結果は，経営協議会に付議し，学外委員による検証を受けている。中期目標・中期計画の達成状況及び各部局における教育・研究に関する状況は，国立大学法人評価委員会の評価を受けた。

以上のことから，自己点検・評価の結果について，外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されていると判断する。

観点 11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

中期目標・中期計画における年度計画の実施状況についての自己点検・評価等の外部評価の評価結果は、学長、関係理事及び当該部局等において必要に応じ検証するとともに、関係する会議体に報告し、それぞれに改善のための取組を実施している（資料 11 - 3 - - A）。これらの評価結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。組織評価については、自己点検・評価結果を大学評価会議において分析・検証し、改善を要する事項を取りまとめ、各評価単位ごとに改善勧告を行うとともに、学長及び理事と部局長等との面談を実施した。全学共通の改善事項については政策調整会議等において、また、各部局等の改善事項については改善を要する事項への対応状況（資料 11 - 3 - - B）に基づき改善策を検討・実施するなどの取組がなされている。

資料 11 - 3 - - A 例示：各会議等の改善を要する事項への対応状況（抜粋）

	改善勧告の内容	対応状況
教育		
教育及び教育支援者	教員の人事基準について、専門分野の特色を考慮に入れて、学術的な研究業績だけに偏らず、社会、経済、文化面の研究業績と合わせて適正に評価するとともに、教育の能力や教育上の実績を適正に評価できる基準の確立が必要である。	平成 18 年度から、教員の公募に際し、教育歴を応募資格に加え、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類の提出を求めている。また、学部によっては、模擬授業を実施するなどの工夫を図っている。
教育内容及び方法	全学的に、成績評価基準や卒業認定基準の明示と学生への周知を徹底する必要がある。この視点に立って、シラバスの充実や学生便覧の改訂を行う必要がある。	シラバスは、成績評価基準の明確化等を盛り込む内容としているが、部局ごとの取組状況が不明確であることから、各部局の状況を調査し、遅れている部局について、個別に指導していく。学生便覧の改訂についても同様。
教育の質の向上及び改善のためのシステム	「授業改善のためのアンケート」の実施により学生の意見を聴取している場合には、教員のコメント入力率を上げる必要がある。アンケートを実施していない場合には、他の適切な方法で、学生の意見聴取に早急に取り組む必要がある。	授業改善アンケートの在り方について、携帯電話からの入力などを含めて検討を行っている。
研究		
研究の目的	大学の中期目標を踏まえて、学部・研究科等の研究目的・研究目標を明文化し、学内外への周知徹底を図る必要がある。	本学 Web ページにおいて、学部・研究科等の目的・目標を公表している。
研究の実施体制	資源不足の状況の下、各部局の研究について、組織的活性化の取組を充実させる必要がある。大学院先導機構の拠点形成研究などで実績を有する「共同研究」による組織的活性化などが考えられる。また、研究活動に関する点検・検証システムを構築・強化する必要がある。	各部局は、部局長裁量経費等の新設、全学出版助成制度の活用により活性化が見られる。また、部局横断的な世界水準の研究が組織的に推進された結果、新たなグローバル COE の採択へと繋がり、組織的に活性化された。なお、研究活動の点検・評価システムの強化等については、今後、検討を行う。
研究の成果	最新の、あるいは過去の代表的な研究成果を Web ページ等を通じて国内外に開示する体制の早期構築が必要である。	本学 Web ページ中「研究シズ集」において具体的かつ図表を用いて公表しており、改善状況にあると判断される。

出典：大学評価会議資料等から抜粋

資料 11 - 3 - - B 例示：自然科学研究科の改善を要する事項への対応状況（抜粋）

	改善勧告の内容	対応状況
教育		
教育の目的	「教育目的」、「教育目標」、「アドミッション・ポリシー」の妥当性・整合性について、研究科として組織的に検証するシステムが未整備であり、改善を要する。	「教育目的」、「教育目標」、「アドミッション・ポリシー」については、入試委員会で見直しを行い、研究科として検証する体制の検討に着手している。
教育の実施体制	研究科として、教授会規則等は定められているが、各種委員会規則及び各種委員会が所掌する事項等は明文化されていない場合が見受けられる。このために、審議する事案によっては、研究科内で情報格差や認識の不一致が生じている。規則等について、改善が必要である。	大方の各種委員会については、委員会規則の整備を完了している。本研究科副研究科長、応用科学領域会議(工学系)関連委員会委員長、および基礎科学領域会議(理学系)関連委員会委員長の3名にて構成される特殊な構成の委員会については、委員会規則を現在準備中である。
教育の成果	授業改善アンケートについて、その実施率は必ずしも高くないが、大学院では先駆的であり、貴重な事例なので、早急な分析・評価が求められる。	授業改善アンケートに関しては、FD委員会が中心となって、分析・解析を進めるようにしている。
学生支援等	日本学生支援機構奨学生推薦制度の活用に関して、競争原理を重視した実施方法の改善が必要である。	日本学生支援機構奨学生推薦制度に関しては、すでに成績等を重視した競争原理の導入を図っているが、さらに改善を目指したい。
研究		
研究の成果	今後、到達目標をより高所に置いて、研究の質をさらに高める努力が必要である。	グローバルCOE関連分野以外の方針においても、研究科教員の広範な連携のもと国際的な研究拠点形成を進める。
管理運営		
管理運営の目的	今回の組織評価の結果、改善を要すると認められる事項については、その改善に向けた組織的な取組を確実に実施する必要がある。	各種委員会の役割分担を明確にし、改善が必要とされる事項のそれぞれに対して責任部署を定め改善に向けての活動を組織的に実施する。

出典：大学評価会議資料等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

評価結果は、学長、理事、当該部局、関係委員会等で分析・検証し、改善の取組を行っている。

以上のことから 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

観点 11 - 3 - : 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

本学の教育に関する活動状況(充実した ICT 環境による国際水準の教育 教育内容のデジタルコンテンツ化、教育 GP の内容等)及び研究に関する活動状況(グローバル COE プログラム、特色ある研究の国際展開等)を公式ホームページに掲載するほか、本学の広報誌である熊大通信を Web 化し、本学の活動状況を発信している(資料 11 - 3 - - A)。各学部等は、それぞれの教育研究活動状況や成果を各学部等のホームページに掲載している(資料 11 - 3 - - B)。本学の理念・目的、入学状況、法人化後の取組等を掲載した「熊本大学の立つところ目指すところ!」(別添資料 3)を制作し、かつ、公式ホームページで公表している(資料 11 - 3 - - C)。さらに、本学の教育研究活動を「地域」という視点でまとめたパンフレットとして、「地域と共に熊大力」(別添資料 28)を制作するなど、広く社会に発信している。

資料 11 - 3 - - A 熊大通信の Web 掲載状況 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/web_kumadai/)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料 11 - 3 - - B 例示：工学部の活動状況等の Web 掲載状況 (<http://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/index.php>)



出典：熊本大学工学部ホームページから抜粋

資料 11 - 3 - - C 「熊本大学の立つところ目指すところ！」の Web 掲載状況

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/tatutokoromezasutokoro.html>)



出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

別添資料 3 「熊本大学の立つところ目指すところ！」

別添資料 28 「地域と共に 熊大力」

【分析結果とその根拠理由】

本学の活動状況を簡潔にまとめ、ホームページや印刷物で広く社会に公表・発信している。

以上のことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学長のリーダーシップの下、重要事項の意見調整として、政策調整会議を設置し、毎週開催することにより、学長の機動的、戦略的な意思決定の迅速化に努めている。各担当理事が議長となる推進会議等を設置し、効果的な意思決定を行うよう努めている。さらに、学生、教職員との懇談及び学長への提言ボックスにより構成員のニーズを把握し、管理運営に反映している。
- 部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長制を導入している。
- 組織評価における、各評価単位ごとの改善勧告書の作成及び対応状況報告等、改善システムを確立している。
- 「熊本大学の立つところ目指すところ!」、「地域と共に 熊大力」を制作し、社会への情報発信として熊本大学を分かりやすく紹介している。
- 事務改革室を設置し、グローバル COE 研究の支援及び推進することを主たる業務とするグローバル COE 推進室を設置するなど、事務組織の見直し及び業務の改善等に努めている。

【改善を要する点】

該当なし

(3) 基準 11 の自己評価の概要

学長のリーダーシップの下、法人の重要事項の審議及び基本方針を決定する管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を、また、戦略的な施策作りを行うため、総合企画会議等を設置している。政策調整会議、総合企画会議、部局長等連絡調整会議及び各担当理事が議長となっている推進会議等が、その意思決定を迅速かつ効率的に実現するため機能している。さらに、学長特別補佐 7 人を任命し、学長を補佐している。事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成され、事務局長の直属に事務改革室を設置している。

教職員、学生、学外関係者のそれぞれのニーズを把握するため懇談会、学長への提言ボックス等、様々な方策が実施され、把握したニーズは全学及び各部局において適切に反映している。

監事は、監査計画書等に基づき、効率的、効果的な監査を実施しており、監査結果に基づき指摘された事項は、該当部署等で検討に付し、具体的な業務等の改善を図っている。

職員の資質向上を目的とし、多岐にわたり研修等を学内で実施するとともに、国立大学協会等が主催するマネジメントセミナー等に参加させている。

法人基本規則において法人の目的を定め、これを基に管理運営に係る諸規則等を整備している。中期目標に業務運営の改善及び効率化に関する目標を定め運営方針を明文化している。

学務情報システム (SOSEKI) 及び評価データベースシステム (TSUBAKI) を構築・運用することにより、全学の活動データ等を収集・蓄積している。本学の目的や各種情報は、公式ホームページに掲載している。

自己点検・評価を実施する体制を整えて組織評価を実施し、評価結果に基づき、学長及び理事と部局長等との面談を実施し、適宜、改善のための取組を行っている。その評価結果は、公式ホームページに掲載し、学内外に公表している。

年度計画の実施状況等に関する自己評価の結果は、経営協議会に付議し、学外委員による検証を実施するとともに、各部局等に報告し、この結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。

本学のあらゆる教育研究活動状況を公式ホームページ等に掲載するほか、広報誌である熊大通信を Web 化し、本学の活動状況を発信している。「熊本大学の立つところ目指すところ!」、「地域と共に 熊大力」を制作・公表するなど、広く社会に発信している。